

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年旭川市規則第 2 2 号）第 3 条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒 0 7 0 - 8 0 0 3 旭川市神楽 3 条 7 丁目 旭川市大雪クリスタルホール内
旭川市教育委員会社会教育部旭川市博物館
電話 0 1 6 6 - 6 9 - 2 0 0 4
FAX 0 1 6 6 - 6 9 - 2 0 0 1

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 旭川市博物館展示用照明 L E D 化業務
- (2) 履行期間 令和 8 年 9 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 入札説明書のとおり
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和 7 ・ 8 年度旭川市建設工事等入札参加資格者名簿において、地域区分「1 1 市内」、格付業種「電気工事」、格付等級「A」又は「B」の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については9を参照。）。

4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

- (1) 入札説明書を交付する場所
1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからダウンロードにより交付する。
- (2) 問合せ先
1に同じ。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年8月26日（水）午後5時
- (2) 提出場所 1に同じ。

6 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
 - ア 日時 令和8年9月7日（月）午前10時
 - イ 場所 旭川市神楽3条7丁目 旭川市大雪クリスタルホール内
旭川市博物館 郷土学習室
- (2) 開札
入札終了後直ちに(1)の場所で行う。
- (3) 入札書の提出方法
入札書を持参し投函すること（持参以外の方法による入札は認めない。）。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第 24 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 支払条件 後払いとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

9 その他

3 (5) でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他

(1) 又は (2) と同視し得る特定関係があると認められる場合